

令和7年伯耆町第5回定例会 条例等議案説明資料概要



令和7年12月
伯耆町 総務課

1

議案等説明資料

提出課: 総務課

議案番号 65	伯耆町教育委員会委員の任命について								
(提案理由及び概要)									
1. 理由	現教育委員会委員 濱田 真代 氏の任期が令和8年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。								
2. 概要	教育委員会委員(再任:3期目) <table border="1"><tr><td>氏名</td><td>住 所</td><td>生年月日</td><td>任 期</td></tr><tr><td colspan="4">濱田 真代</td></tr></table>	氏名	住 所	生年月日	任 期	濱田 真代			
氏名	住 所	生年月日	任 期						
濱田 真代									
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項								

提出課: 住民課

議案番号 66	伯耆町固定資産評価審査委員会委員の選任について																		
(提案理由及び概要)																			
1. 理由	現伯耆町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和8年2月17日で満了となるため、次期委員の選任について議会の同意を求めるもの。																		
2. 概要	固定資産評価審査委員会委員(任期: 3年(令和8年2月18日から令和11年2月17日まで))																		
<table border="1"><thead><tr><th>氏名</th><th>住所</th><th>生年月日</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>遠藤 範文</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>田中 厚之</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>田村 茂樹</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				氏名	住所	生年月日	備考	遠藤 範文				田中 厚之				田村 茂樹			
氏名	住所	生年月日	備考																
遠藤 範文																			
田中 厚之																			
田村 茂樹																			
3. 根拠法令	地方税法第423条第3項																		

提出課: 健康対策課

議案番号 67	伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	個人番号カードを活用した受給資格情報のオンライン確認を開始すること等に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	(1)医療機関等での受給資格情報の確認にあたり、受給資格証の提示に代えて、個人番号カードを利用できるように改正する。 (2)助成方法が償還払いのみとなっている県外受診について、県内受診と同様に、現物給付が行えるように改正する。 (3)「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、条例中で引用する法の条項を改正する。
3. 施行期日	公布の日

提出課：福祉課

議案番号 68	伯耆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するもの。
2. 概要	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえて町が条例を定めることとなっている。条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い定める必要がある。本条例については、「従うべき基準」・「参酌すべき基準」とともに、内閣府令と同様の内容の規定とすることから府令を引用する形式とする。
<p>【参考1】乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)の概要</p> <p>(1)職員配置に関する基準 資格、従事者数 等 (2)設備に関する基準 保育室等の面積、調理設備、耐火基準 等 (3)運営等に関する基準 安全計画・重要事項に関する規程の策定、食事提供 等</p> <p>【参考2】給付制度における「認可」と「確認」の関係について</p> <p>※「認可」を受けた施設・事業が給付(財政措置)の対象となるために、町の「確認」が必要となる。</p> <p>認 可</p> <p>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき町が認可 (児童福祉法)</p> <p>+</p> <p>確 認</p> <p>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき町が確認 (子ども・子育て支援法)</p> <p>※確認の基準については、国の基準の制定が遅れているため、別途制定する。</p>	
3. 施行期日	令和8年4月1日

提出課:総務課・住民課

議案番号 69	伯耆町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
<p>(提案理由及び概要)</p>	
1. 理由	町税及びその他公債権に係る督促手数料を廃止するため、関係条例を整備するもの。 (廃止の目的：納税者の利便性向上と徴収業務の効率化等を図るため。)
2. 概要	以下の条例の一部改正を行う。 <ul style="list-style-type: none">伯耆町税条例伯耆町督促手数料及び延滞金徴収条例伯耆町後期高齢者医療に関する条例伯耆町道路占用料徴収条例伯耆町法定外公共物管理条例伯耆町公共下水道条例伯耆町農業集落排水施設条例伯耆町浄化槽施設条例伯耆町浄化槽整備事業分担金徴収条例
3. 施行期日	令和8年4月1日 (令和8年3月31日までに納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については従来通り徴収する。)

提出課：総務課

議案番号 70	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について
------------	-------------------------

(提案理由及び概要)

1. 理由 令和7年8月の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、所要の改正を行うもの。

2. 概要 ○給料表の改定(平均改定率 3.3%の引上げ)

※4級については、国の俸給表に継ぎ足しを実施していた号給(86号給～99号給)を令和8年1月1日付で削除し、
削除号給に該当する職員の号給は、85号給とする。

ただし、3年間に限り、削除前に支給されていた給料月額を上回るまで現給保障を実施する。

○通勤手当 自動車等による通勤にかかる通勤手当について、自動車等の使用距離に応じて下記のとおり改定する。

令和7年度

km以上	km未満	改定前		改定後		差額
		月額	月額	月額	月額	
0	2	0	0	0	0	0
2	5	2,000	2,000	0	0	0
5	10	4,200	4,200	0	0	0
10	15	7,100	7,300	200	0	200
15	20	10,000	10,400	400	0	400
20	25	12,900	13,500	600	0	600
25	30	15,800	16,600	800	0	800
30	35	18,700	19,700	1,000	0	1,000
35	40	21,600	22,800	1,200	0	1,200
40	45	24,400	25,900	1,500	0	1,500
45	50	26,200	29,100	2,900	0	2,900
50	55	28,000	32,300	4,300	0	4,300
55	60	29,800	35,500	5,700	0	5,700
60	～	31,600	38,700	7,100	0	7,100



令和8年度

km以上	km未満	R8.4.1～	
		月額	月額
0	2	0	0
2	5	2,000	2,000
5	10	4,200	4,200
10	15	7,300	7,300
15	20	10,400	10,400
20	25	13,500	13,500
25	30	16,600	16,600
30	35	19,700	19,700
35	40	22,800	22,800
40	45	25,900	25,900
45	50	29,100	29,100
50	55	32,300	32,300
55	60	35,500	35,500
60	65	38,700	38,700
65	70	42,200	42,200
70	75	45,700	45,700
75	80	49,200	49,200
80	85	52,700	52,700
85	90	56,200	56,200
90	95	59,600	59,600
95	100	63,000	63,000
100	～	66,400	66,400

○宿日直手当 ①勤務1回あたりの手当額を、4,700円に改定（改定前4,400円）

（勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間で退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、
7,050円（改定前6,600円）

②災害の警戒勤務に係る勤務1回あたりの手当額を、7,050円に改定（改定前6,600円）

○期末勤勉手当：期別支給率の改定

期末・勤勉手当

	現行		令和7年度		令和8年度	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
職員 6月期	1.25	1.05	1.25	1.05	1.2625	1.0625
12月期	1.25	1.05	1.275	1.075	1.2625	1.0625
年計	4.6		4.65		4.65	
再任用 6月期	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7125	0.5125
12月期	0.7	0.5	0.725	0.525	0.7125	0.5125
年計	2.4		2.45		2.45	

3. 施行期日 一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提出課：総務課

議案番号 71	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
------------	-------------------------------------

(提案理由及び概要)

1. 理由 令和7年8月の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、所要の改正を行うもの。

2. 概要 ○給料表の改定(平均改定率 5.2%の引上げ)

○期末勤勉手当:期別支給率の改定

期末・勤勉手当

	現行		令和7年度		令和8年度	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.25	1.05	1.25	1.05	1.2625	1.0625
12月期	1.25	1.05	1.275	1.075	1.2625	1.0625
年計	4.6		4.65		4.65	

○パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

・自家用車等による月10回未満の通勤にかかる1回あたりの額について、通勤手当の改定に準じて改定。

※フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、正職の給与条例の規定を準用するため改正不要。

R7年度

km以上	km未満	R7当初		R7人勘後	
		月額	1回あたり	月額	1回あたり
0	2	0	0	0	0
2	5	2,000	100	2,000	100
5	10	4,200	200	4,200	200
10	15	7,100	340	7,300	350
15	20	10,000	480	10,400	500
20	25	12,900	620	13,500	650
25	30	15,800	760	16,600	800
30	35	18,700	900	19,700	940
35	40	21,600	1,030	22,800	1,090
40	45	24,400	1,170	25,900	1,240
45	50	26,200	1,250	29,100	1,390
50	55	28,000	1,340	32,300	1,540
55	60	29,800	1,420	35,500	1,700
60	~	31,600	1,510	38,700	1,850

R8年度

km以上	km未満	R8.4.1～	
		月額	1回あたり
0	2	0	0
2	5	2,000	100
5	10	4,200	200
10	15	7,300	350
15	20	10,400	500
20	25	13,500	650
25	30	16,600	800
30	35	19,700	940
35	40	22,800	1,090
40	45	25,900	1,240
45	50	29,100	1,390
50	55	32,300	1,540
55	60	35,500	1,700
60	65	38,700	1,850
65	70	42,200	2,010
70	75	45,700	2,180
75	80	49,200	2,350
80	85	52,700	2,510
85	90	56,200	2,680
90	95	59,600	2,840
95	100	63,000	3,000
100	~	66,400	3,170

3. 施行期日 一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提出課：地域整備課

議案番号 72	伯耆町町営公園墓地条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	聖地使用の許可を受け未使用のまま聖地を返還する場合の永代使用料の還付規定を見直すため、所要の改正を行うもの。
2. 概要	未使用で聖地を返還した際の永代使用料の還付について、既納使用料の9割を還付することとなっているが、使用の許可を受けた日から3年以内の還付に限り既納使用料の5割を還付することへ変更するもの。
3. 施行期日	令和9年4月1日
4. 経過措置	この条例による改正前に行われた届出に係る聖地の返還については、なお従前の例による。